平成２８年（フ）第１４４号
名古屋市北区木津根町56番地
債務者　谷口留美子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６３号
名古屋市守山区幸心１丁目249番地の１　サンハウス幸心332号
債務者　中田　　実
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６７４号
愛知県愛西市西保町西川原43番地４
債務者　伊藤　正樹
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９９号
愛知県一宮市木曽川町黒田六ノ通り286番地１　アビタシオンM101号
債務者　後藤　輝明
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１５号
香川県観音寺市柞田町甲1340番地５　グループホームくにたみどり、住民票上の住所香川県観音寺市観音寺町甲1087番地32　マルタカアパート201号室
債務者　圖子　裕美
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第９６号
長崎県長崎市上小島４丁目19番25号　濱﨑アパート401号室
債務者　竹﨑　重人
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８８号
茨城県笠間市市野谷899番地１
債務者　藤田圭二郎
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１１６号
茨城県水戸市柳河町910番地の３
債務者　鈴木　昇司
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１２４号
茨城県水戸市元吉田町1396番地の１　ブリリアントハイツⅡ201号
債務者　海野あゆみ
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第４１号
茨城県常総市中妻町696番地１　ジョルダン・ヴェール204、前住所茨城県常総市水海道森下町3925番地11
債務者　吉元カルロスこと　ＹＯＳＨＩＭＯＴＯ　ＯＫＵＭＡ　ＣＡＲＬＯＳ
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第４２号
茨城県常総市中妻町696番地１　ジョルダン・ヴェール204、前住所茨城県常総市水海道森下町3925番地11
債務者　カワニシ　ビヤルタ　デ　ヨシモトルス　エステル（ＫＡＷＡＮＩＳＨＩ　ＶＩＬＬＡＬＴＡ　ＤＥ　ＹＯＳＨＩＭＯＴＯ　ＬＵＺ　ＥＳＴＨＥＲ）
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第４６号
茨城県坂東市孫兵エ新田725番地１　さくらハイツ201
債務者　髙橋　理恵
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第５０号
茨城県古河市上大野2110番地
債務者　福田　和雄
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第５２号
茨城県結城郡八千代町大字若576番地
債務者　野澤佳世子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第５８号
茨城県坂東市内野山537番地
債務者　木村　宏信
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第３１号
富山県射水市小島164番地２
債務者　長　　鉄也
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第４６号
富山県高岡市戸出町７丁目１番地35
債務者　澤田　享二
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
富山地方裁判所高岡支部